

# 市長の伊賀じまん



## 一伊賀人が残した桜 大阪造幣局「桜の通り抜け」一

桜が咲き始めると、皆、心がそわそわとしてくるのではないかと思います。私たちにとって桜は特別な花です。桜にはいろいろな種類があり、最初に届く花だよりは沖縄の寒緋桜。暖かくなると各地でなじみのソメイヨシノが咲き、そのあと八重桜が花開きます。



平安のころ、一条天皇の後であった上東門院が、奈良にある興福寺の八重桜のあまりの美しさに感動し、この桜を京に移そうとした

ところ、僧徒らが強く反対したそうです。後は花を愛する気持ちに感心し、伊賀市の予野あたりを興福寺領に寄進して花垣庄と名付けました。それ以来、桜が咲く7日間は見張り番を置いて桜を守らせたという話があります。

この話を受けて、芭蕉翁は故郷伊賀に帰った折、「一里は皆花守の子孫かや」と詠んで、古の風雅を偲んでいます。

話は変わりますが、大阪市北区にある造幣局では、毎年約130種、約350本の桜が開花します。開花の

頃の1週間だけ一般開放される「桜の通り抜け」が有名ですが、この晩春の大阪の風物詩となっている桜は、実は、伊賀上野の藤堂藩と深くかかわっているものなのです。

現在の造幣局はもともと藤堂藩の蔵屋敷で、藩士の服部庄左衛門が敷地に桜を植え、見事な花を咲かせていました。明治維新を迎え、蔵屋敷のあった土地を国に上納することになり、その後現在のような造幣局となりました。庄左衛門が植えた桜は、今も大阪で咲き続けています。

桜を伊賀の地に持ち帰ることはできませんでしたが、上野中町にある万吉稲荷は、大阪の蔵屋敷から持って帰ってきたもので、当時を偲ぶことができます。服部庄左衛門がいなければ、大阪の春のフィナーレを飾る桜の通り抜けはなかったといふことです。

(伊賀市長 岡本 栄)



▲藤堂藩大阪蔵屋敷にまつられていた上野中町にある万吉稲荷。

## コラム 自治基本条例

伊賀市には「市民によるまちづくりのための条例」があります

### 第4回 伊賀市自治基本条例の今後

自治基本条例は、自分たちの地域は自ら治めていこうという「補完性の原則」の考え方や市民参加の方法、参画と協働のまちづくりを進めるための「情報共有」の重要性、また伊賀流自治のしくみの大きな特徴である住民自治協議会の位置づけなど、伊賀市ならではのまちづくりをめざし、自治のしくみや市政における基本的な事項を定めたものです。

#### ◆自治基本条例の今後について

市では、市民参画により自治基本条例を見直すため、平成19年12月に伊賀市自治基本条例推進研究会を設置し、検討を行いました。その後市議会でも改正案が審議され、平成24年7月に公布・施行されました。自治基本条例では、定期的に検討・見直しをすることとしています。これは時代経過により、制定当時の意義や内容が失われ、形ばかりのものになってしまふことを防ぎ、その時代に即した条例とするためです。

また、地方分権が進展していく中で、特色ある自治体運営が求められており、市民の皆さんとともにまちづくりを進めていくことが重要です。現在、市では伊賀市自治基本条例推進会議条例を制定し、市民の皆さんとともに自治基本条例について調査審議していくこととしています。今後さらには市民の皆さんに理解していただくため、自治基本条例の周知方法や運用状況、自治推進の検証などに取り組みます。

#### ▶引き続き自治基本条例を解説します▶

平成26年度の広報いが市では、自治基本条例の内容について、ご紹介します。

【問い合わせ】 企画課 ☎ 22-9620 FAX 22-9628

## 伊賀警察署だより



### 振り込め詐欺に注意！

振り込め詐欺の被害が後を絶ちません。

平成 25 年中は、県内で 65 件の振り込め詐欺の被害が発生し、平成 24 年に比べ 26 件も増加しています。被害額は約 1 億 8300 万円で、約 6110 万円も増加しています。

伊賀警察署管内でも 3 件の被害が発生し、平成 24 年に比べ 2 件の増加となっていて、被害額は約 176 万円と、約 126 万円も増加しています。

最近増加しているのは、警察官を名乗る者から、「あなたの通帳が偽造されている」、「通帳詐欺のグループを検挙した」などといった電話がかかり、言葉巧みに暗証番号などを聞き出した上で、犯人が直接自宅へ通帳やカードを受け取りに来る手口です。

振り込め詐欺は決して他人事ではありません。警察官などが直接通帳などを受け取りに行くことは絶対にありませんので、ご注意ください。

**【問い合わせ】** 伊賀警察署 ☎ 21-0110  
名張警察署 ☎ 62-0110

## 公共交通を利用しましょう

### 「団体利用補助」をご活用ください



市では、伊賀鉄道の利用を促進するために、園児・児童・生徒などの団体利用に対して補助金を交付しています。幼稚園、保育所（園）、小・中学校の遠足や社会見学には

よくご利用いただいておりますが、住民自治協議会などの自治組織が主催する、例えば子ども会などの行事でも利用することができます。

また、JR 関西本線電化を進める会（事務局：企画課）が交付する、JR 関西本線の利用促進のための団体利用補助金制度もご利用いただけます。

どちらの制度も団体乗車券を購入すると、購入金額の 2 分の 1 が補助されますので、学校や地域で遠足などの行事を計画する場合はぜひご利用ください。

**【問い合わせ】**  
企画課 ☎ 22-9621 FAX 22-9628

明日に向かって ～差別をなくしていくために～

## 身近なところからはじめてみませんか —人権政策・男女共同参画課—

■このコラムは毎回いろいろなテーマで人権についてお話しています。

久しぶりに親戚が集まり、近況報告をしていたとき、ある人から「人権の仕事って難しいか。」と問われました。周りにいた人たちの中にも、「同和問題って難しいからね。」と言う人がいました。とっさに、伊賀市では人権に関する講演会や地域に出向いての懇談会などさまざまな学習の機会を提供していることや、そこででの出会いによって私自身も学習する機会を得ていることなどを伝えましたが、なんとも重い雰囲気が漂い始めていました。そのとき、「差別の問題って難しいよ。」という子どもの声が聞こえました。大人の会話を聞いていた娘からの発信でしたが、「抱えている悩みをお互いに言い合えたとき、本当の友だちができる。」という内容は妙に説得力のあるものでした。

私の母も、「同和地区に友だちがいるけど、とっでも親切だし、お世話になってるわ。」と続けました。小さな頃から同和教育を受けた娘はもちろんとし

て、同和教育など一切なかった母の言葉が不思議でたまたま、理由を聞いてみました。母は、「私も以前は周りと同じ意見だったよ。でも人権講演会や研修会に参加したり、あんたが家でする話を聞いたりしていたら、少しずつだけその考え方が間違いだと分かってきた。何より、友だちの気持ちを考えたら差別は許せない。」と答えました。そんな母の言葉によって、その場の雰囲気が変わってきました。

この後も、「年を重ねると段々と身体が動きにくくなるなあ。バリアフリーって自分のためにあるみたい。」とか、「老人夫婦になったら自然と男女共同参画になったわ。お互いできることしながら助け合えないとなあ。」と会話は続いていきました。人権問題が他人事から“自分事”にかわる瞬間でした。

それにしても、日頃の会話が母に影響を与えているのだと思うと、ちょっとした行動で人権問題は解決できるのだと考えさせられたお正月でした。

■ご意見などは人権政策・男女共同参画課 ☎ 47-1286 FAX 47-1288 ✉ jinken-danjo@city.iga.lg.jp へ